

学校運営協議会制度を基盤とした地域の教育条件整備過程に関する研究：学校・保護者・地域住民に対する教育行政の役割

小林，昇光

<https://hdl.handle.net/2324/7363561>

出版情報：Kyushu University, 2024, 博士（教育学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

氏 名	小林 昇光			
論 文 名	学校運営協議会制度を基盤とした地域の教育条件整備過程に関する研究 —学校・保護者・地域住民に対する教育行政の役割—			
論文調査委員	主 査	九州大学人間環境学研究院	教授	元兼正浩
	副 査	九州大学人間環境学研究院	教授	岡 幸江
	副 査	九州大学人間環境学研究院	教授	田上 哲
	副 査	九州大学人間環境学研究院	教授	高野和良

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、全国的に整備普及が進んだ「学校運営協議会制度」の運用状況に着目し、この基盤を通じて自治体の教育委員会事務局が学校や保護者、地域住民の声を直接反映させ、教育条件整備の本旨を果たすという、「教育自治」の新たなルートとなっている可能性を考察した教育行政学研究である。学校運営協議会制度を対象とした先行研究はこれまで多く蓄積されているが、制度化過程をめぐる実態把握や運用課題の検討、学校・保護者・地域住民の三者間の関係力学や学校経営への影響分析に焦点が集中してきた傾向にある。

これに対し本稿では、「行政委員」等として学校運営協議会に積極的に参画する教育行政を4番目の関係アクターに加え、教育行政が学校運営協議会に深く関与している自治体教育委員会の関係者に対するインタビューや参与観察調査、当事者が作成した資料の収集等を通じて、学校運営や教育実践の目標設定・課題解決過程を三者と「共有」して改善を進める事例の分析を行なっている。

その結果、学校・保護者・地域住民が学校運営協議会を通して教育行政に対して教育条件整備要求を行うプロセス、要求に対する教育行政の応答、教育意思の直接的反映を進める過程（「地域教育自治機構」の萌芽的実態）を析出している。こうした事例の分析を通して、本稿ではこれまで否定的に捉えられがちだった教育委員会事務局による関与の積極的意義を描出している。これは、任命制教育委員会制度の下で、教育委員会—学校関係を上下の権力構造の枠組で捉える教育行政認識や「教育自治」論を実態の伴わない理想像として語ってきた教育行政学研究にも一石を投じる興味深い考察である。

よって、本論文は博士（教育学）の学位に値するものと認める。